

○他の法令による開示の実施との調整

(第 88 条)

審査基準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法令名	個人情報保護に関する法律
根拠条項	第 88 条
処分の概要	他の法令による開示の実施との調整
原権者(委任先)	岡山県公安委員会又は岡山県警察本部長
法令の定め	
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	30 日以内
申請先	警務部県民広報課情報公開室
問い合わせ先	警務部県民広報課情報公開室

別紙

[別紙参照]